

自動販売機設置契約書

公立大学法人大阪（以下「発注者」という。）と設置者〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、大阪公立大学の構成員である学生・教職員等（以下「学生等」という。）の福利厚生を充実させていくため、次のとおり自動販売機設置契約を締結する。

（目的）

第1条 発注者は、学生等の福利厚生の充実を図るため、自動販売機の設置を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

（設置場所）

第2条 受注者は、発注者の所有する次の場所（以下「設置場所」という。）に自動販売機を設置する。

- | | |
|---------|---|
| （1）所在地 | ①大阪市住吉区杉本3-3-138
②堺市中区学園町1番1号
③大阪市城東区森之宮2-2-3 |
| （2）設置箇所 | 39ヶ所（別図のとおり） |

（設置の期間）

第3条 設置期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（販売手数料）

第4条 自動販売機設置場所にかかる使用料は無償とし、販売手数料は、設置するすべての自動販売機の売上金額（税込）の〇%（以下、「納入比率」という。）の額とする。受注者は、発注者の発行する請求書により、その指定するところに従い発注者に販売手数料を支払わなければならない。なお、売上金額（税込）に納入比率を乗じた際に円未満の端数が生じた場合については切り捨てとする。

（支払方法）

第5条 受注者は、売上実績を月単位で発注者に書面により報告し、次の指定口座に販売手数料等を振り込むものとする。なお、売上実績の報告は翌月5日までに、販売手数料等の振り込みは翌月末日までに行わなければならない。

指定口座 三井住友銀行 大阪公務部 (店番号 045)
普通預金
口座番号：138560
公立大学法人大阪 (コリツダ ガクホジ ノオホカ)

(遅延利息)

第6条 受注者は、発注者が発行する請求書及び振込依頼書で指定する支払期限までに支払わなかったときは、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ遅延利息として当該金額につき、支払期日の翌日における民事法定利率（民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定めた率をいう。以下同じ。）の割合で計算した金額を、発注者の発行する請求書及び振込依頼書により、発注者に支払わなければならない。

(維持保存義務)

第7条 受注者は、善良な管理者の注意をもって設置場所を維持保存しなければならない。

(使用上の制限)

第8条 受注者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けたときは、この限りではない。

- (1) 設置場所を転貸し、又は賃貸権を譲渡しないこと。
- (2) 設置場所の形質を改変しないこと。
- (3) 設置場所を第1条の使用目的以外に使用しないこと。
- (4) その他、募集要項および仕様書に記載する事項を遵守すること。

(有益費等の請求権の放棄)

第9条 受注者は、設置場所に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを発注者に請求しないものとする。

(費用の負担)

第10条 受注者は、設置場所の維持保存のため通常必要とする経費のほか、仕様書に定める光熱水費について、発注者が指定するところに従い支払わなければならない。
2 前項、第4条及び第6条の支払いに要する振込手数料の費用は、受注者の負担とする。

(住所変更等の届出)

第 11 条 受注者は、その住所又は代表者の氏名等に変更があったときは、速やかに書面をもって発注者に届け出なければならない。

(実地調査等)

第 12 条 発注者は、設置場所について随時その状況を実地に調査し、受注者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、受注者は、その調査を拒み、妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第 13 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 発注者が、公用に使用するため、設置場所を必要とするとき。
- 2 発注者は、前項に定めるもののほか、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例 58 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 11 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者が暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- 3 発注者は、暴力団排除条例第 11 条第 1 項第 6 号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- 4 受注者は、第 1 項第 1 号の規定によりこの契約を解除された場合において発注者に損害を与えたとき、その損害を賠償しなければならない。

(設置場所の返還等)

第 14 条 受注者は、前条第 1 項の規定によりこの契約を解除されたとき、又は貸付期間が満了したときは、発注者の指定する期日までに設置場所を原状に回復し発注者に返還しなければならない。

- 2 発注者は、受注者が前項により発注者の指定する期日までに設置場所を発注者に返還しないときは、受注者に対し相当な損害金を請求できるものとする。
- 3 設置場所の返還後、設置場所内に残置した物件はすべて発注者の所有に帰し、これにより受注者が損害を被っても、発注者に対して何らの請求をしないものとする。

4 発注者が、この契約を解除した場合には、既納の販売手数料等を還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(賠償責任)

第 15 条 受注者は販売商品（衛生管理に起因するものを含む。）及び自販機に起因する事故、並びに受注者に帰すべき事由において契約が履行されなかった場合は、発注者又は第三者への賠償について、受注者の責任において行うものとする。

2 受注者は、その責めに帰する理由により設置場所を損傷又は滅失したときは、その損害に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、受注者が設置場所を原状に回復した場合は、この限りでない。

3 前 2 項に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に定める義務を履行しないため発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(原状回復業務)

第 16 条 受注者は、賃貸借期間満了のときはその期日に、また契約解除の通知を受けたときは、発注者が承認する場合を除き、発注者の指定する期日までに受注者の設置した自動販売機等を全部撤去し、造作加工したものがあれば、受注者の負担において本物件を原状回復のうえ、発注者受注者の立会のもと、発注者に返還しなければならない。

2 受注者が前項の義務を怠り又は履行しないときは、発注者が代わってこれを施行し、その費用を受注者に求償することができる。

3 前項の場合において、受注者が損害を受けることがあっても、発注者は、その補償の責任を負わない。また、受注者は、残置した物件の所有権を放棄したものとし、発注者が任意に処分しても異議を申し立てない。

(費用負担)

第 17 条 この契約の締結及び履行に関して要する費用は、受注者の負担とする。

(疑義等の決定)

第 18 条 この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、発注者受注者協議の上、これを決定するものとする。

(管轄裁判所)

第 19 条 この契約に関する訴えの専属的合意管轄裁判所は、大阪地方裁判所とする。

この契約の締結を証するために、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 大阪市阿倍野区旭町1丁目2番7-601号
公立大学法人大阪
理事長 福島 伸一

受注者